

公共用水域のPFOS及びPFOAの水質測定結果について(2024年度)

2024年度における公共用水域及び地下水のPFOS及びPFOAの水質測定結果が発表されました。測定地点は47都道府県、3,941地点(前年度39都道府県、2,078地点)。

指針値を超過して報告があった地点については、過去に超過が確認され継続的に測定している調査地点が282地点、超過が確認された地点周辺において、汚染範囲等の特定のための調査地点が217地点、概況調査等により超過が新たに確認された調査地点が130地点でした。なお、これらの地点の合計は、26都府県、629地点となります。

指針値の超過が確認された地点については、超過した地下水等が飲用に供されないよう、都道府県等において、当該井戸の所有者等に対し必要に応じて指導・助言等を行うなど、「PFOS及びPFOAの対応の手引き」に基づき対応されています。

また、水道水については、水道事業等において水質検査や管理が行われています。さらに、2026年4月1日からは水質検査の実施及び基準値の遵守が義務付けられています。

当社ではPFOS及びPFOAなどのPFAS分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社PFAS分析担当者(フリーダイヤル0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2026年3月27日付 環境省報道発表資料](#)

下記の記事をご希望の方は編集室までご連絡下さい。

- [1. 浄化槽の設置状況等について\(2024年度\)](#)
- [2. 2024年度 農用地土壌汚染防止法の施行状況について](#)

水質汚濁防止法等の施行状況について(2024年度)

環境省は、2024年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の施行状況について取りまとめました。2025年3月末時点における水質汚濁防止法に基づく特定事業場の数は約251,700であり、前年度から約2,500減少しました。

また、2024年度における水質汚濁防止法に基づく立入検査の件数は、約27,800件(前年度約27,300件)、工場、事業場に対して指導や助言、助言等を行った件数は、約6,600件(前年度約6,000件)、改善命令の件数は10件(前年度5件)であり、一時停止命令の件数0件(前年度0件)で、罰則の適用となる排水基準違反が確認された事業場の数は8件(前年度7件)で、改善命令の件数が増加していました。

なお、違反業種・施設は水産食品製造業などで、違反項目は、水素イオン濃度(pH)、生物学的酸素要求量(BOD)などでした。

そして、水質総量規制に関する罰則の適用は0件、改善措置命令は0件、指導については40件でした。

当社では排水の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社排水分析担当者(フリーダイヤル0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2026年3月3日付 環境省報道発表資料](#)



新入社員、新配属の方への教育のススメ

新しく入社・配属された方は、最初に仕事を把握する事が大変だと思います。そんな時当社の小冊子をぜひご活用ください！
ご要望に応じて小冊子を用いた出張セミナーも承ります。
詳しくは下記URL、右記QRコードからもご覧いただけます。
<http://www.knights.jp/bkform.html>



過去の記事はこちら

お問合せはこちら